

かけはし

2018
4.1
No.703

く
ら
し
の
情
報
紙

広報ほんべつ ●発行 本別町 ●編集 企画振興課広報電算担当
●代表 0156-22-2141 ●課直通 22-8121 ●FAX 22-3237
※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
●ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

住宅の新築および取得費用の一部を助成しています

町では、住宅を新築する、または、新築住宅を購入する人に対して費用の一部を助成しています。

▶事業期間

平成28年4月1日～平成32年3月31日

※助成金の交付申請は事業期間内で新築して引越後、または、購入後1年以内です

▶助成金額

町内建設業者施工の建物の場合：100万円

※助成金額のうち20万円は地域商品券で助成

町外建設業者施工の建物の場合：20万円

※全額地域商品券で助成

▶対象者

- ・町内に住宅を新築または建売住宅を購入し、その住宅に住所を有する人
- ・世帯全員が、町税や町に納付すべき公共料金等を滞納していない人
- ・5年を超えて引き続き居住する人 など

▶対象住宅

- ・事業期間内に、新築または購入した住宅（所有権登記必要）
- ・延べ床面積が50㎡以上で、建築費用（土地代等を除く）が500万円（税抜）以上 など

▶その他 助成には、事前に届け出が必要ですので、次までご相談ください

▶申請および問い合わせ

建設水道課管理担当 ☎ 22-8122

町国保病院からのお知らせ

☎ 22-2025

ホームページ (<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

4月1日～15日の診療予定

○は診療あり

受付・診療時間	午前	受付 7:30～11:30 (※1 10:30まで)							午後	受付 11:45～16:30 (※2 16:00まで)							
		診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～)								診療 13:30～17:15							
診療科	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
内科	午前		○	○	○	○	○		休診	休診	○	○	○	○	○		
	午後		○	○	○	○	休				○	○	○	○	休		
外科	午前	休診	○	○	休	○	○※1		休診	休診	○	○	休	○	○	休	休
	午後		○	休	○	○	休				○	休	○	○	○※2		
耳鼻咽喉科	午前		○	○	休	○	○		休診	休診	○	○	休	○	○		
	午後		休	休	○	休	休				休	休	○	休	休		

眼科 再来機をご利用ください	診療 (要予約)	受付 11:45～16:00	13日(金)
		診療 13:30～17:15	
	お薬のみ (予約不要)	受付 11:45～16:00	
		お薬 13:30～16:00	

整形外科	受付 7:30～11:30	4日(水)
	診療 9:30～12:00	11日(水)

脳神経外科 初診時以外(2回目以降)は要予約	受付 11:45～16:00	3日(火)
	診療 14:00～17:00	

小児科 受付終了時間までにお越しください	午前	受付 7:30～11:30	12日(木)
		診療 8:45～12:00	
	午後	受付 11:45～15:30	
		診療 13:30～16:00	

皮膚科 (要予約)	受付 11:45～15:30	10日(火)
	診療 13:30～16:00	

※皮膚科外来は予約時間までにお越しください

泌尿器科	午後	受付 11:45～16:30	6日(金)
		診療 13:30～17:15	13日(金)

ものわすれ外来 (要予約)	2日(月) 午後
------------------	----------

都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。他の診療日程については、お問い合わせください。熱外来を開設しています。熱があり、インフルエンザ等の感染が疑われる人は、受診前に電話連絡をしてから、ご案内の時間に来院されますようご協力お願いいたします。

老朽空き家住宅の解体費用を助成します

町では、老朽空き家住宅の解体を促すため、解体にかかる費用の助成制度を創設しています。

この制度は、町が実施する実態調査により、周辺への影響度が高い老朽空き家住宅の解体を対象としています。

▶対象となる住宅

次のいずれかの理由により、隣接者の生命、身体または財産や周囲の生活環境に被害を及ぼすおそれがある管理不良な住宅で、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に該当するもの。

- ①自然災害による倒壊および建築材料が飛散している住宅
- ②ねずみや昆虫等が相当程度に繁殖している住宅

▶助成の対象者

次の要件を満たす人。

- ①町内にある老朽空き家住宅の個人所有者または法廷相続人の代表者
- ②町税等に滞納がない人
- ③暴力団員など反社会的勢力でない人

▶助成額 1戸あたり、対象工事費の80%で、かつ最大100万円

※平成30年度は、3戸分の予算措置をしています

▶その他 本制度は、一般的な空き家住宅の解体に対する助成制度ではありません

▶申請および問い合わせ

建設水道課管理担当 ☎ 22-8122

子育て・家庭教育事業

おやこのためのふれあい音楽会

教育委員会では、「おやこのためのふれあい音楽会」を次の通り開催します。本別高校吹奏楽部の皆さんが、心の込もった演奏をプレゼントします。親子で生の音楽に触れ、心豊かなひとときを過ごしてみませんか。 ※申込不要

▶と き 4月6日(金) 午前10時～午前11時

▶と ころ 認定こども園ほんべつ(子育て支援センターからお入りください)

▶内 容 子ども向け音楽の演奏や読み聞かせなど

▶対 象 就学前のお子さんとその家族

▶問い合わせ 中央公民館内社会教育担当

☎ 22-5111

野外体育施設使用期間のお知らせ

施設名	使用期間	芝養生期間
パークゴルフ場	弥生	7月クローズ
	勇足銀河	8月クローズ
	仙美里天の川	9月クローズ
	太陽の丘	コース単位で養生します
義経の里	5月12日～10月8日	なし
その他の野外体育施設	4月21日～11月4日	芝生の施設は、芝の状態によりますので未定です

※弥生、勇足、仙美里パークゴルフ場の芝養生期間については毎年変更します

▶問い合わせ

町体育館内スポーツ担当 ☎ 22-2331

児童扶養手当の手当額が改定されます

児童扶養手当(ひとり親家庭等に対して支給される手当)の手当額が、4月分から次の通り改定されます。今回の改定は、全国消費者物価指数の実績に基づく変動です。支給要件や支給月など、詳しくはお問い合わせください。

【児童扶養手当(月額)】

●第1子

	3月分まで	4月分(8月支給)以降	差額
全部支給	42,290円	42,500円	210円増
一部支給	42,280円～9,980円	42,490円～10,030円	210円～50円増

●第2子加算額

	3月分まで	4月分(8月支給)以降	差額
全部支給	9,990円	10,040円	50円増
一部支給	9,980円～5,000円	10,030円～5,020円	50円～20円増

●第3子以降加算額

	3月分まで	4月分(8月支給)以降	差額
全部支給	5,990円	6,020円	30円増
一部支給	5,980円～3,000円	6,010円～3,010円	30円～10円増

▶問い合わせ 子ども未来課 ☎ 22-8130

戸籍窓口での本人確認にご協力をお願いします

戸籍の証明などの請求や住所異動の届け出などの際には、運転免許証など、本人であることを確認できる書類の提示が必要です。これは、戸籍法および住民基本台帳法により定められているものですので、皆様のご協力をお願いいたします。

- ▶ 本人確認を行う届け出・申請手続き
 - ・住民票や戸籍に関する証明書類の請求
 - ・印鑑登録手続き
 - ・婚姻・離婚、養子縁組等の戸籍の届け出
 - ・転入、転出、転居、世帯変更等の届け出
 - ・パスポートやマイナンバーカードの申請 等
- ▶ 本人確認の対象者
証明書を交付請求および届け出するすべての人（代理人も含む。代理人が請求する場合は、委任状も必要です）
- ▶ 提示いただく本人確認書類
 - ・1点で確認可能なもの
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳など、官公署が発行した写真のある証明書
 - ・2点以上の提示で確認可能なもの
各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証など。詳しくはお問い合わせください
- ▶ 確認する内容 「氏名および住所」もしくは「氏名および生年月日」
- ▶ お問い合わせ
住民課戸籍年金担当 ☎ 22-8128

町民水泳プールの定期券を4月2日から販売します

教育委員会では、町民水泳プールの定期券を次の通り販売します。

- ▶ 販売開始日 4月2日（月）
- ▶ 定期券販売所 町体育館
- ※プール開館後は、プールでも購入できます
- ▶ プールの開館期間 5月7日～9月30日
- ▶ 販売価格
シーズン券：2,000円 1か月券：1,000円
- ※平成30年4月からの使用料改定に伴い、高齢者・障がい者と一般の人の使用料は、同額となりました
- ※通常料金は1回100円です
- ※町内に住所のある小・中・高校生と本別高校生、要りハビリ者は無料です
- ※町外の方は大人も子どもも1回150円で、シーズン券、1か月券は1.5倍の料金になります
- ※シーズン券に顔写真は不要です。1か月券の有効期間は、購入した日から1か月です。お得な回数券もありますので、お問い合わせください
- ※平成30年度から、太陽の丘パークゴルフ場の個人使用料は無料となったため、定期券の販売はありません
- ▶ お問い合わせ
町体育館内スポーツ担当 ☎ 22-2331

中小企業者の設備投資にかかる新たな固定資産税特例制度について

町では、今通常国会にて提出されている、生産性向上特別措置法案（平成30年度から平成32年度まで3年間の時限立法）および、予算案の成立を前提に、中小企業者の生産性向上につながる設備投資の償却資産における固定資産税を最大3年間減免（ゼロ）といたします。

- ▶ 対象
中小企業基本法上の中小企業で、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）。この減免を受けるには、市町村の「導入促進基本計画（未策定）」に基づき、年率3%以上の労働生産性向上を見込む「先端設備等導入計画」を策定し、認定を受ける必要があります。
- ▶ その他
この特例制度の対象となる事業者は、中小企業庁における、ものづくり・サービス補助金、持続化補助金、サポイン補助金、IT補助金において優先採択の対象となります。
- ▶ お問い合わせ
・企画振興課商工観光・元気まち担当
☎ 22-8121
・本別町商工会 ☎ 22-2529

町内で起業や新製品開発を目指す皆さんを応援します！

起業家等支援事業 奨励金限度額 300万円

- ・町内に新しい飲食店・美容室などを開きたい！
- ・すでに経営している会社で、新たにサービス分野の事業を始めたい！ など

新製品等開発支援事業 奨励金限度額 30万円

- ・本別、十勝、北海道の新鮮な農畜産物を使い、新商品を作りたい！
- ・本別をイメージしたデザインの雑貨を作り、販売したい！ など
- ※対象経費には、製品のデザイン費用や型などの製作費用も含むことができます

※いずれも奨励金は対象経費の2分の1以内です

●募集期間 5月11日（金）まで

- 対象
・本別町に居住または事業開始までに居住する者
- ・3年間以上の事業継続が見込まれる者
- ・町税等を滞納していない者。転入者の場合は現在居住地の市町村税等を滞納していない者
- その他 奨励金の交付は、事業計画の審査・認定後に決定します。申請方法等詳しくは、お問い合わせください

▶ お問い合わせ 企画振興課商工観光・元気まち担当
☎ 22-8121

本別町民文芸「沖積土」第49号 の原稿をお寄せください

あなたの気持ちや想いなどを活字にしてみませんか？気軽に応募してください。

▶応募資格 本別町民または本別町にゆかりのある高校生以上の人

▶募集期間 5月1日（火）～6月29日（金）

▶応募作品

◇エッセー（紀行、生活記録、感想文を含む）～4枚程度 ◇創作～24枚以内 ◇ノンフィクション（伝記、ルポ）～8枚程度 ◇詩～40行以内

◇短歌～10首 ◇俳句～10句 ◇川柳～10句

※応募作品は、原則として1人3種目（1種目1点）までとします

《特集原稿も募集！》～4枚程度
今年の特集テーマは「戦争」です

戦争を体験している人が少なくなってきました。二度と起こしてはならない戦争を、ていねいに掘り起こしたく、沖積土編集委員会では今回、戦争にまつわる作品を募集します。本別空襲だけではなく、外地からの引き揚げ体験、当時の暮らし向きや、戦争体験の有無にかかわらず「本を読んだ」「映画を観た」「話を聞いた」など戦争について書いてみませんか。

▶応募上の留意点

①中央公民館窓口に「指定原稿用紙」を用意していますのでお申し出ください。パソコンをご使用の場合は、指定原稿用紙（たて書き23行、25文字、タイトルと氏名で6行）に準じてください。短詩型は20文字に設定してください

②読み方の分かりにくい字には、ふりがなを忘れずつけてください

③氏名（ペンネームの場合は、本名をカッコ書き）はタイトルのあとに明記し、住所、電話番号は応募原稿末尾に必ず明記してください

④他人を誹謗したものやプライバシーに関する事など、それに類するものは採用できません

⑤応募原稿は、不採用のもの以外は返却しません。編集は、編集委員会に一任させていただきます

▶発刊 平成30年11月上旬
（1冊500円で販売します）

▶応募および問い合わせ

〒089-3334 本別町北1丁目

本別町中央公民館内「沖積土」編集委員会宛て

☎ 22-5111

戦争体験談をお聞かせください

中央公民館では、沖積土第49号・50号発刊に向けて、皆さんの戦争体験談をお聞かせいただきたいと思います。ご連絡いただければ、随時、担当者が伺います。

本別公園内の施設、有料遊具がオープンします

本別公園内の施設、有料遊具がオープンします。利用期間や利用方法は次の通りです。多くの皆様のご利用をお待ちしています。

義経の館（売店・総合案内）

▶期間 4月2日～12月28日

▶時間 午前9時～午後5時

※売店は4月中旬から営業します。4月下旬より、レストランオープン予定！

ボート、ゴーカート・バッテリーカー ※申込不要

▶期間 4月14日～10月8日までの土・日・月曜
日、祝日

※4月21日から5月7日、6月30日から9月3日
までは毎日利用できます

▶利用時間

・4月14日～6月30日

午前10時30分～午後4時30分

・7月1日～8月31日

午前9時30分～午後4時30分

・9月1日～10月8日

午前10時30分～午後3時30分

▶料金 手こぎボート 200円/30分

足こぎボート 200円/30分

ゴーカート （1人乗り）200円/1周

（2人乗り）300円/1周

バッテリーカー 50円

申し込みおよび問い合わせ

本別公園総合案内（義経の館内）☎ 22-4441

受付時間 午前9時～午後5時

義経の里御所（コテージ） ※要申し込み

親戚や友人同士の宿泊に、ぜひご利用ください。

▶期間 4月2日～12月25日の宿泊まで受け付け

▶料金 1棟（5人まで）11,000円/1泊

※延長1時間につき1,200円

▶時間 チェックイン：午後2時～午後4時30分

チェックアウト：午前10時

▶部屋 12畳居間、8畳・4.5畳和室など

▶食事 自炊 ※調理器具完備

※当施設は、とちぎ勤労者共済センター（あおぞら共済）および北海道市町村職員共済組合の指定宿泊施設です

義経の里休憩所（ビーフハウス） ※要申し込み

ご家族や会社の仲間との焼肉等にご利用ください。

▶期間 4月2日～12月25日

▶利用時間 午前10時～午後8時

※1団体の連続使用は3時間まで

▶使用料 無料

☆ビーフハウスは場所のみの貸し出しとなります。

用具・木炭・食材等は、各自ご持参ください

☆木炭以外の燃料（薪・紙・小枝等）は使用しないでください

☆使用後は、利用者が責任をもって後片付け・清掃をお願いします（ゴミ・残飯などはすべて持ち帰りとなります）

空き家（空室）物件の情報を お寄せください

とちぎ県北部移住サポートセンターでは、町民の皆さんや移住・定住を希望される人へ、本別・足寄・陸別町の住まいや仕事等の情報を提供するホームページを開設しており、このサイトに掲載する空き家（空室）の賃貸・売買等の物件情報を随時募集しています。

▶登録対象住宅

本別・足寄・陸別町内にあり、現状で生活可能な空き家（アパート含む）で賃貸または売買可能な住宅

▶登録方法

とちぎ県北部移住サポートセンターのホームページまたは、役場企画振興課にある物件登録カードに必要事項を記入し、メールまたは郵送にて申請をお願いします。

▶掲載料 無料

▶注意事項

当センターでは、賃貸および売買に関する仲介・手続きは行わず、紹介のみいたします。交渉、契約などは、当事者間でお願いします。

▶登録および問い合わせ

とちぎ県北部移住サポートセンター
（事務所：本別町役場企画振興課内）

☎ 33-0001

サイトURL <http://www.akinavi.net/>

春先の火の取り扱いにご注意

春先は、火入れや火の不始末による火災が多く発生しています。この時期は、空気が乾燥し強風も吹きやすいため、大きな火災につながる危険性があります。

火災を未然に防ぎ、大切な命や財産を守るため、次のことに注意しましょう。

1. 風の強い日は、火入れをしない
 2. 家の周りに燃えやすいものを置かない
 3. 火気を使用するときは、必ず消火器具を用意し、その場所を離れない
 4. 外で喫煙するときは、あらかじめ吸い殻入れを用意し、投げ捨ては絶対にしない
 5. 空き地などの草刈り、空き家の管理をする
- ※本別町内においてたき火、ごみ焼きは一切できませんので注意してください

▶問い合わせ 本別消防署 ☎ 22-2007

議会からのお知らせ

4月の議長との対話室

開設日 4月中の平日

時 間	午前10時～正午 午後1時30分～午後4時 ※上記以外の曜日・時間帯でも、希望があれば相談に応じます
-----	--

申し込みおよび問い合わせ
議会事務局 ☎ 22-8123

固定資産の縦覧・閲覧は4月1日から

町内に所在する土地や建物の評価内容を確認する、固定資産の「縦覧」・「閲覧」を次の通り行います。

区 分	縦覧制度	閲覧制度
期 間	4月1日から5月25日まで(土・日曜日、祝日を除く)	4月1日から(土・日曜日、祝日を除く)
場 所	住民課税務担当窓口	
制度内容	自己の所有する資産および周辺の土地や建物の評価額を確認できます。ただし、縦覧帳簿には資産の所有者名、課税標準額、税額は記載されません	自己の所有する資産の課税標準額、税額などを確認できます。またアパートやマンションに居住する借地人、借家人は権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを確認できます
縦覧または閲覧できる人	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者と同居の親族 ※土地のみを所有する人は、家屋については見ることはできません。また、家屋のみを所有する人は、土地については見ることはできません ※課税標準額が一定未満で税金のかからない人も見ることはできません	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者と同居の親族、借地人、借家人等 ※借地人、借家人等は、権利関係のある土地や建物以外は見ることができません
必要書類	本人と確認できる運転免許証など。代理人の場合は委任状および代理人の運転免許証などが必要です	縦覧制度と同じ。ただし、借地人、借家人の場合は、契約書等の権利関係の書類が必要です

★平成30年度の固定資産税の納税通知書は5月上旬に送付しますので、通知書に添付されている課税明細書で課税内容をご確認願います

※委任状は住民課税務担当窓口にあるほか、本別町ホームページからダウンロードできます

(トップページ→戸籍・税・保険・年金→税の証明書→固定資産の評価証明、所有証明、公課証明→委任状)

▶問い合わせ 住民課税務担当 ☎ 22-8127

後期高齢者医療制度からのお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している皆さんにご負担いただく、平成30・31年度の保険料率等は次の通りです。同制度は2年ごとに医療費の見込みなどに基づいて保険料率等を決定することとなっています。

保険料率等（年間）

	平成28・29年度	平成30・31年度	差
均等割 (加入者が等しく負担)	49,809円	50,205円	396円増
所得割の保険料率 (加入者の所得に応じて負担)	10.51%	10.59%	0.08%増
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	57万円	62万円	5万円増

平成30年度の保険料

保険料は平成29年中の所得を基に、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。年度途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。

■年間保険料の計算方法（平成30年度）

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得－33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【100円未満切り捨て】 (限度額62万円)
---	---	---	---	---

平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

保険料の軽減判定基準

保険料は、世帯や加入者の所得によって軽減されます。

■均等割（50,205円）の軽減判定基準

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減の所得判定基準が、次の通り見直されました。

▶対象 世帯の所得額の合計が次の金額以下の世帯

	平成29年度	平成30年度
5割軽減	33万円 + (27万円×世帯の被保険者数)	33万円 + (27万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (49万円×世帯の被保険者数)	33万円 + (50万円×世帯の被保険者数)

※9割軽減や8.5割軽減の軽減判定基準額については、見直しはありません

■所得割の軽減割合

加入者個人の所得で判定する、所得割軽減の割合が、次の通り見直されました。

対象	平成29年度まで	平成30年度から
所得から33万円を引いた額が58万円以下の人	2割軽減	軽減なし

■被用者保険の被扶養者だった人の軽減割合

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険（社会保険）の被扶養者だった人の均等割の軽減割合が、次の通り見直されました。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度から
均等割	7割軽減	5割軽減	資格取得（後期高齢に加入）後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

※所得割はかかりません

問い合わせ	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
	役場住民課国民健康保険担当 ☎ 22-8128

町有バスを運行しています

町では、スクールバス（一部路線を除く）を町有バスとして運行しています。一般の人も有料で乗車できますので、どうぞご利用ください。

▶運行日 月～金曜日

※学校が休みの場合は運休となります（春・夏・冬休み期間等）

※学校の都合により運行時間の変更や運休することがあります。乗車される場合は、事前にお問い合わせください

	停留所	本別ゆき	負籐ゆき
A	吉田様宅前	7:33	↑
B	チエイト1会館前	7:34	↑
C	記念碑前	7:36	↑
D	石丸様宅前	7:40	↑
E	渡辺様宅前	—	—
F	猪狩様宅前	—	—
G	篠江様宅前	7:49	↑
H	石母田様宅前	7:51	↑
I	ラウンペ入口	7:52	↑
J	数藤様宅前	—	—
K	負籐第一会館前	7:54	↑
L	負籐分館前	7:55	↑
M	前佛様宅前	7:57	↑
N	町国保病院前	8:00	⑤15:48
O	本別高校前	8:01	④15:46
P	本別中央小学校	8:02	②15:40
Q	本別中学校	8:05	③15:45
R	町体育館前	8:10	①15:35

	停留所	本別ゆき	活込ゆき
A	塚田様宅前	7:35	↑
B	佐川様宅前	7:37	↑
C	齊藤様宅前	7:41	↑
D	大和田様宅前	7:44	↑
E	美里別郵便局	7:47	↑
F	内田様宅前	7:49	↑
G	井出様宅前	7:51	↑
H	16号線	7:53	↑
I	14号線	7:55	↑
J	美里別中地区集会場前	7:56	↑
K	三日月台篠原様宅前	—	—
L	9号線	7:59	↑
M	薩田様宅前	8:01	↑
N	本別高校前	8:04	③15:43
O	本別中央小学校	—	—
P	本別中学校	8:05	④15:45
Q	町国保病院前	8:09	②15:41
R	町体育館前	8:15	①15:35

	停留所	本別ゆき	拓農ゆき
A	篠原様宅地先	7:34	↑
B	拓農25号	7:36	↑
C	拓農ロータリー	7:39	↑
D	拓農19号	7:45	↑
E	西仙美里16号	7:47	↑
F	明美会館入口	—	—
G	東中16号	7:53	↑
H	美里別東中会館	7:55	↑
I	佐藤様宅前	7:57	↑
J	原田様宅前	8:00	↑
K	美里別高東会館	8:02	↑
L	東下登坂様宅前	8:04	↑
M	本別中央小学校	8:10	③15:40
N	本別高校前	8:11	④15:42
O	本別中学校	8:14	⑤15:45
P	町国保病院前	8:18	②15:36
Q	町体育館前	8:24	①15:30

	停留所	本別ゆき	追名牛ゆき
A	高様宅前	7:54	↑
B	追名牛会館	7:57	↑
C	府川様宅前	8:00	↑
D	東下4号	8:02	↑
E	本別中央小学校	8:08	③15:40
F	本別高校前	8:10	④15:42
G	本別中学校	8:12	⑤15:45
H	町国保病院前	8:16	②15:36
I	町体育館前	8:22	①15:30

	停留所	本別ゆき	美蘭別ゆき
A	勇足西5会館	7:19	⑦
B	善方様宅前	7:23	⑧
C	井原様宅前	7:27	⑨
D	高美蘭別十字路	7:28	⑩
E	若木様宅前	7:31	⑪
F	福田様宅前	—	—
G	熊本様宅前	—	—
H	前田様宅前	7:39	⑫
I	西久保様宅前	7:41	⑬
J	川岸様宅前	7:42	⑭
K	福良様宅入口	7:44	⑮
L	道道桜橋地先	7:46	⑯
M	河野様宅入口	7:48	⑰
N	勇足西1会館	7:52	⑱
O	勇足中学校	8:00	⑥15:55
P	勇足小学校	8:03	⑤15:50
Q	町国保病院前	8:19	④15:31
R	本別高校前	8:21	②15:28
S	本別中央小学校	8:23	③15:30
T	町体育館前	8:27	①15:25

	停留所	本別ゆき	押帯ゆき
A	久常様宅前	7:16	⑦
B	星様宅前	7:20	⑧
C	富田様地先	7:22	⑨
D	小川様宅前	7:24	⑩
E	山田様宅前	7:27	⑪
F	金田様宅入口	7:31	⑫
G	田中様宅前	7:36	⑬
H	金山様宅前	—	—
I	山西様宅前	—	—
J	上押帯地区農作業準備休憩施設前	7:39	⑭
K	今野様宅前	7:41	⑮
L	成田様地先	7:42	⑯
M	加藤様宅前	7:43	⑰
N	大和田様宅前	7:49	⑱
O	山田様宅地先	7:54	⑲
P	勇足中学校	8:00	⑥15:55
Q	勇足小学校	8:03	⑤15:50
R	町国保病院	8:17	④15:31
S	本別中央小学校	8:19	③15:30
T	本別高校前	8:20	②15:28
U	町体育館前	8:25	①15:25

	停留所	本別ゆき	新生ゆき
A	活込神社前	7:25	↑
B	仁王頭様宅地先	7:29	↑
C	大沼様宅前	7:33	↑
D	加藤様宅前	7:34	↑
E	国道仁王頭様宅前	7:36	↑
F	月見台会館	7:37	↑
G	岡田様宅前	7:41	↑
H	拓農20号入口	7:42	↑
I	堀井様宅前	7:44	↑
J	小泉様宅前	7:49	↑
K	新津様宅前	7:53	↑
L	仙美里小学校	8:03	⑤15:55
M	本別高校前	8:13	④15:40
N	本別中央小学校	8:15	③15:38
O	町国保病院前	8:17	②15:36
P	町体育館前	8:23	①15:30

新生清里線、美蘭別線、押帯線の本別中央小学校前は、町民水泳プール開館期間のみ経由します。プールをご利用の際にご乗車ください。

▶問い合わせ 教育委員会管理課総務担当 ☎ 22-2331

本別消防署から

危険物取扱者試験のお知らせ

危険物取扱者試験が次の通り実施されます。

- ▶と き 5月27日(日)
- ▶試験会場 札幌市
- ▶試験の種類 甲種、乙種(第1～6類)、丙種
- ▶受付期間
 - ・書面申請 4月18日(水)～4月26日(木)
 - 受験願書は本別消防署にあります
 - ・電子申請 4月15日(日)～4月23日(月)
 - 消防試験研究センターホームページより申請してください(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)
- ▶問い合わせ
 - 本別消防署予防課 ☎ 22-2007

防火管理講習会を実施します

とちかち広域消防局では、不特定多数の人が出入りする施設の防火管理者となる人を対象に、防火管理の資格に関する講習を次の通り実施します。

施設の規模や収容人数等により、甲種または乙種のどちらかを受講する必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- ▶と き
 - 甲種防火管理新規講習：5月9日(水)・10日(木)
 - 乙種防火管理講習：5月9日(水)
 - いずれも午前9時30分～午後4時
- ※甲種は2日間、乙種は1日のみの講習です
- ▶ところ とちかち広域消防局 帯広消防署(帯広市西6条南6丁目3番地1)
- ▶申込期間 4月13日(金)まで
- ▶その他
 - 受講費用や申し込み方法等、詳しくはとちかち広域消防事務組合のホームページをご覧ください。
 - ▶申し込みおよび問い合わせ
 - ・とちかち広域消防局予防課予防指導係
 - ☎ 0155-26-9124
 - ・本別消防署予防課 ☎ 22-2007

太陽の丘循環バス使用料徴収業務のお知らせ

町では、太陽の丘循環バスの使用料徴収業務を次の通り委託しています。

- ▶委託先 本別ハイヤー(有)
- ▶問い合わせ
 - ・バス運行状況について
 - 本別ハイヤー ☎ 22-2181
 - ・運行経路や時刻等について
 - 健康管理センター ☎ 22-2219

山火事注意

緑の豊かな明るい町づくり、山づくりのため大切な森林を山火事から守りましょう

無煙期間(火入れ禁止期間)

5月1日～20日

火入れをするときは必ず許可を受けてください

申請先 農林課林務・耕地整備担当

山へ入るときは許可を受けてください
山へ入るときは、国有林は十勝東部森林管理署、会社有林・私有林は所有者の許可を受けてください。

山へ入るとき注意

- たばこなど火の始末に注意してください
- 山林に空き瓶・空き缶などのごみを捨てないでください
- 畑・牧草地に自動車を止めないでください

本別町・本別町林野火災予防対策協議会

▶問い合わせ
・農林課林務・耕地整備担当
☎ 22-8126
・本別消防署予防課 ☎ 22-2007



新着図書案内

【おとなむけ】

路 上 の	×	星 野 智 幸
屍 人 荘 の 殺 人		桐 野 夏 生
刑 事 の 怒 り		今 村 昌 弘
オ ン ナ の 奥 義		薬 丸 岳
俳 句、やめられません		阿 川 佐和子
にっぼんの履歴書		岸 本 葉 子
北海道の歴史がわかる本		門 井 慶 喜
だまされない		桑 原 真 人
代表作でわかる印象派BOX		鎌 田 実 人
みんな葛西が大好きだ!		富 田 章
		岡 崎 敏

羽生結弦が生まれるまで	宇都宮 直 子
頭がよくなる魔法の折り紙あそび	杉之原 眞 貴
たのしい手づくり子そだて	良 原 リ 工
美しき小さな雑草の花図鑑	大 作 晃 一
10万個の子宮	村 中 璃 子

【こどもむけ】

マルコとパパ	グ ス テ イ
そうだったのか!しゅんかん図鑑	伊 知 地 国 夫
となりの火星人工藤純子	工 藤 純 子
ぱーおーぼのうた(絵本)	きくち ち ぎ
くまがまく(絵本)	丸 山 誠 司

募集します 募 = 募集のお知らせです

募 町国保病院 夜勤専従看護師（臨時職員）

- ▶ 募集人員 若干名
- ▶ 採用月日 随時
- ▶ 応募資格 看護師または准看護師免許を有する人
- ▶ 勤務形態
夜勤専門です（午後4時30分～翌午前9時）。
最低月4回（おおむね週1回）勤務できること。
月最大10回勤務可
- ▶ 賃 金 看護師 時給3,000円
准看護師 時給2,500円
※町規定による、通勤手当支給あり
- ▶ 応募方法
随時受け付けていますので、自筆の履歴書（写真付）1通と看護師または准看護師免許の写しを提出してください
- ▶ 選考方法 面接試験（日程は後日、本人に通知）
- ▶ その他
応募者がいない場合には、継続して募集します
- ▶ 応募および問い合わせ
町国保病院 ☎ 22-2025

募 地域おこし協力隊（観光振興推進員）

- ▶ 募集人員 2人
- ▶ 任用期間 7月1日～平成31年3月31日
※1年ごとの更新で最長3年まで
- ▶ 応募資格
現在都市地域等にお住まいで、採用後、本別町に生活拠点を移し、住民票を異動できる人
- ▶ 勤務時間
午前8時30分～午後5時15分を基本に、時間の変動および休日勤務の場合があります
- ▶ 賃 金 等 月額181,000円
※賞与、通勤等諸手当あり（町規定による）
※その他、赴任に要する経費として、一律10万円を支給します
- ▶ 応募期限 4月23日（月）
- ▶ 選考方法
一次選考（書類選考）のあと、二次選考として、面接試験および適性検査を行います（日程は後日、本人に通知）
- ▶ その他
業務内容や応募方法など詳しくは、本別町ホームページをご覧ください
- ▶ 応募および問い合わせ
企画振興課地方創生推進室
☎ 22-8121

募 公営住宅の入居者

- ☆各住宅、応募前に室内を見学できます。事前にご連絡ください
- ☆単身入居も可能です
- ☆応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください。
- ☎ 22-8122

●受付期間 4月2日（月）～10日（火）

錦町団地（2階建て 1棟6戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H10	B 1棟3号	3LDK	23,100～45,400	完備	レンタル

栄町団地（平屋建て 1棟4戸）


建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H23	6棟2号	1LDK	17,200～33,900	完備	レンタル

※栄町団地6棟はオール電化住宅です

募 老人ホーム介助員・調理員（臨時・パート職員）

- ▶ 募集人員 各若干名
- ▶ 雇用期間 5月1日～平成31年3月31日
- ▶ 応募資格
高等学校卒業程度の学力を有する人。町外の人でも応募可。いずれも資格の有無は問いません
- ▶ 勤務形態
介助員・調理員ともに、曜日に関係なく変則勤務あり。いずれも夜勤はありません。勤務時間はお問い合わせください
- ▶ 賃 金
【介助員】
臨 時：日額 有資格7,300円 無資格6,900円
パート：時給 有資格 940円 無資格 890円
【調理員】
臨 時：日額 有資格7,300円 無資格7,200円
パート：時給 有資格 930円 無資格 920円
※いずれも規定に基づく通勤手当等の支給あり
- ▶ 応募方法
4月13日（金）までに自筆の履歴書（写真付）1通と、有資格者は資格を証明するものの写しを提出してください
- ▶ 選考方法 面接試験（日程は後日、本人に通知）
- ▶ 応募および問い合わせ
老人ホーム ☎ 22-2794

4月暮らしのカレンダー

日・曜	役場・文化・スポーツ等の行事											
1 日	<p>役場は休みです (ごみ収集業務もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、急患は受け付けます。</p>	<p>・図書館日曜開館日 9:00～15:00</p>										
2 月	<p>・入館式 14:00～ 栄町児童館、東児童館</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">図書館からのお知らせ</p> <p style="text-align: center;"> ぶっくるカフェ </p> <p style="text-align: center;">営業日 4日(水)・6日(金) 11日(水)・13日(金)</p> <p style="text-align: center;">時間 午前10時30分～午後3時30分</p> <p style="text-align: center;">問い合わせ 図書館 ☎ 22-5112</p> </div>										
3 火	<p>・老人福祉センター入浴日</p>											
4 水												
5 木	<p>・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館 ・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">春の全国交通安全運動 4月6日(金)～15日(日)</p> <p>【運動の重点】</p> <p>①子どもと高齢者の安全な通行の確保 と高齢運転者の交通事故防止</p> <p>②自転車の安全利用の推進</p> <p>③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>④飲酒運転の根絶</p> <p style="text-align: center;">「交通事故死ゼロを目指す日」 4月10日(火)</p> </div>										
6 金	<p>・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・おやこのためのふれあい音楽会 10:00～11:00 認定こども園ほんべつ ・老人福祉センター入浴日</p>											
7 土	<p>役場は休みです (ごみ収集業務もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。</p>		<p>・入館式 14:00～ 北地区交流センター ・プラ板工作 14:00～ 栄町児童館</p>									
8 日	<p>・図書館休館日</p>											
9 月	<p>・保育所開放日 9:00～11:15 勇足・仙美里保育所</p>											
10 火	<p>・高齢者生きがいクラブ民謡 10:00～ 老人福祉センター ・老人福祉センター入浴日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">釧路弁護士会からのお知らせ</p> <p style="text-align: center;">4月の無料法律相談</p> <p style="text-align: center;">開設日 20日(金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>時間</td> <td>午後1時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>ところ</td> <td>アースホール2階OA室</td> </tr> <tr> <td>予約</td> <td>前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません</td> </tr> <tr> <td>予約先</td> <td>釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877</td> </tr> <tr> <td>【予約時間】</td> <td>平日の午前9時から午後5時まで</td> </tr> </table> <p>問い合わせ ・釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877 ・企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121</p> </div>	時間	午後1時30分～午後4時30分	ところ	アースホール2階OA室	予約	前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません	予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877	【予約時間】	平日の午前9時から午後5時まで
時間	午後1時30分～午後4時30分											
ところ	アースホール2階OA室											
予約	前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません											
予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877											
【予約時間】	平日の午前9時から午後5時まで											
11 水	<p>・運転免許更新時講習〔一般〕10:00～〔優良〕11:30～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします</p>											
12 木	<p>・銀河サロン 9:30～11:30 アースホール ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館</p>											
13 金	<p>・行政相談相談日 10:00～12:00 中央公民館 ・老人福祉センター入浴日</p>											
14 土	<p>役場は休みです (ごみ収集業務もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。</p>	<p>・キノコ栽培研修会 10:00～ 役場駐車場 ・春だよ探検隊 14:00～ 北地区交流センター ・ドッジボール大会 14:00～ 東児童館 ・縄跳び大会 14:00～ 栄町児童館</p>										
15 日	<p>・図書館日曜開館日 9:00～15:00</p>											

教育相談フリーダイヤル

☎0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています